

件 名	「上文司家の富士山信仰用具」が有形民俗文化財へ	問合せ	歴史文化課 24-2411
内 容			
10月7日(火)開催の市文化財審議会の答申を受け、10月29日(水)開催の市教育委員会定例会で、上文司家の富士山信仰用具（奉納額・マネキ・ヒロブタ）を市指定有形民俗文化財に指定することが決議されました。 なお、本指定により、本市の国・県・市指定文化財の総数は96件、市指定文化財は57件になりました。  富士登山三十三度成就の奉納額 (天正5(1577)年)  太々神楽奉納の奉納額 (大正11(1922)年)  マネキ ヒロブタ〔嘉永3年(1850)年〕		上文司家の富士山信仰用具（奉納額・マネキ・ヒロブタ） 種 別：有形民俗文化財 員 数：173点（奉納額129点・マネキ41点・ヒロブタ3点） 所 有 者：上文司 厚 氏 所 在 地：富士吉田市上吉田四丁目3番3号 概 要： 富士講を迎え入れてきた上吉田の御師上文司家には、数多くの富士山信仰用具が伝わります。今回文化財に指定されたのは、富士講などが奉納した奉納額129点、マネキ41点、ヒロブタ3点の合計173点です。奉納額は北口本宮富士浅間神社へ太々神楽を奉納したことや富士登山を複数回成就した記念に奉納したものです。マネキは、富士講名と代表者名を大きく記したもので、上文司家を定宿としている富士講が奉納しました。ヒロブタは大きなお盆ですが、富士登山を複数回成就したときなどに奉納したものです。 奉納額は129点ありますが、これだけの数が伝わる御師の家は他にはなく、上文司家が最も多くの富士講を迎え入れてきたことや上文司家が神楽の名手として知られ、太々神楽を大切にしてきたことなどがその背景にあると考えられます。奉納額の最古のものは天正5（1577）年ですが、これは上吉田の御師の家のみならず、国内に残る富士山信仰の奉納額としても現存する最古のものです。さらに、奉納額だけでなく、マネキやヒロブタなど当時の奉納品が網羅的に残されていること、マネキは他の御師の家や山小屋では少数しか現存していない近世のものが11点もあること、奉納目的を記した希少な近世のヒロブタが3点もあることも特筆すべき特徴です。	